

昭和六〇年(9)第三〇八一号

準備書面(四)三

原告 ローレンス・レパタ
被告 国

昭和六一年四月一七日

右原告訴訟代理人

弁護士 秋山 幹 男
同 鈴木 五十三

同 喜田村 洋 一
同 三宅 弘
同 山岸 和 彦

東京地方裁判所

民事第五部 御中

裁判官の職務行為と国家賠償責任

一、被告は、昭和五七年判決が裁判官の行った争訟の裁判につき国賠法一条の違法性を限定的に解釈した主たる根拠を「裁判官の独立」に求め、それを理由として裁判官の行う全ての職務行為が原則として違法の問題を生じないと主張する。

しかし、まずその前提自体が誤りである。昭和五七年判決は、違法性を限定する理由を何ら明らかにしておらず、被告の主張するような「裁判官の独立」をその根拠に掲げているわけではない。被告の主張は一方的な推測に基づくもので独自の見解といわなければならない。

二、さらに、「裁判官の独立」自体、裁判官の職務行為の違法性を制限する根拠になりえない。

裁判官の独立とは、裁判官が他の何者からも指揮命令、干渉を受けることなく、法のみに従い独立して職権を行うことを意味する（憲法第七六条第三項）。

この意義から明らかのように、独立して職権を行うといっても裁判官は法に従う義務があるのであり、従うべき法に反した場合には違法の問題が生じることはいわば当然のことである。すなわち裁判官の独立は、裁判官がその職権行使を独立して行うことを妨げられないというものにすぎず、法に反する職権行使の結果、他人が損害を蒙った場合でも、それが「違法と評価されず」、国の損害賠償の責任を免れさせるという特権まで認めるものではない。さらに裁判官の行為が違法と評価されたとしても、それは当該裁判官を個人的に非難して裁判官個人に賠償責任を負担させるものではなく、あくまで責任の負担者は国であるから、これが裁判官の独立した職権行使に対する干渉、介入となるものではない。

三、また被告は、他の裁判所が当該審理を担当した裁判官の認定・判断または職務権限の行使に優位する判断をなし、裁判官の措置の違法性を問題とすることはできないと主張する。

しかし国が他の公益上の目的のため、他の裁判所をして当該裁判官の行っ

た裁判の適法性の有無を判断せしめることは、別段裁判の確定性、裁判官の独立に反するとは言えない。裁判の確定性といっても、それはただ問題の対象となつてゐる裁判においてそれが適法になされたかどうかはもっぱらその事件においてのみ確定されるべきものであるというにすぎない。その裁判がその事件外において何らかの影響をもたらす可能性のある場合にその裁判の適否を当該事件の裁判所以外の者が審査しうるということとは厳に区別しなければならぬのである。

そして公権力の違法な行使から広く国民の権利を守り、その侵害に対する救済を保障するため憲法一七条により基本権として国家賠償請求権が認められてゐるのであるから、かような公益上の目的達成のため、国家賠償請求の訴えを受理した裁判所としては、その審判の対象がたとえ裁判官の行為であっても、受訴裁判所としての自由かつ独立の立場からその行為の違法性の有無を判断していかなければならないのである。

四、被告はまた、裁判官の職務行為上の判断や措置について、当該裁判官が他の法廷において弁明を求められることの可能性を認めることは、外部からの干渉又は介入を認めることになる」と主張する。

しかし裁判官の職務行為の適法性の有無は、裁判官の弁明がなくともその行為自体及びその基礎となつた関係資料によつて判断しうる。裁判官の職務行為について国家賠償責任を認めることと裁判官の弁明を求めることは全くの別問題である。被告の主張はその前提において失当である。

なお被告の主張するように、裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判したことを違法性が認められる要件とするの方がかえつて裁判官の弁明を必要とする結果となる。

五、さらに被告は、争訟の「判決」につき違法性の認められる場合を限定した昭和五七年判決の基準を裁判官の他の職務行為の全てに妥当すると主張する。

しかし「判決」については、具体的争訟に法を適用して紛争の公権的、終局的解決をはかるといふ裁判制度の目的から特別の考慮を要するとしても、その他の職務行為についてはその様な特別の考慮は必要なく、一般の判断基

準に従って違法性の判断をするべきである。

実際、昭和五七年判決後においても、下級審から、裁判官の職務行為のうち民事・刑事の判決、法秩法の制裁決定、起訴前・起訴後の勾留等の違法に関する国家賠償請求訴訟の判決がだされているが、そのうち昭和五七年判決と同様の基準で違法性の認められる場合を限定しているのは民事・刑事の判決及びこれに準ずる法秩法の制裁決定の違法を問題にするものだけであり、裁判官のその他の職務行為に関しては一般の判断基準に従って違法性の判断を行っている（東京地裁昭和五七年三月二五日判決（判例タイムス四七四号一二七頁）、東京地裁昭和五七年六月二八日判決（判例時報一〇四九号八頁）、東京高裁昭和五八年二月二八日判決（判例時報一〇七四号六一頁）、大阪地裁昭和五九年四月二七日判決（判例時報一一三六号九八頁）、東京地裁昭和五九年六月二五日判決（判例時報一一二二号三四頁）、東京高裁昭和六〇年五月一七日判決（判例時報一一五九号九八頁））。特に右の東京地裁昭和五九年六月二五日判決は、刑事判決が違法となるのは「裁判官が違法又は不

当な目的をもって、その付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行なったものと認めうるような特別な事情のあるとき、又は事実認定にあたって著しく経験則を逸脱し、通常の裁判官が合理的に判断すれば当時の証拠資料・状況のもとでは到底その様な事実認定をしなかったであろうと考えられるような重大な過失がある場合に限られると解するのが相当」と判示しながら勾留が違法となる場合については右のような特別の基準を用いず、一般の判断基準に拠っており、判決の場合と勾留の場合とで違法性を認定する基準を明確に書き分けているのである。

以上からも違法性の認定について特別の考慮を要するのは「判決」及びこれに準ずるものについてだけであり、その他の職務行為については一般の判断基準に拠って違法性の判断をすべきことは明白である。

六、また被告は、当該手続内に上訴等の救済手段が存在するかどうかは違法性の判断基準を左右するものではないと主張する。

しかしメモの自由及びその事後的救済手段である国家賠償請求権という基

本的人権の制約にあたって、その代替措置の有無を考慮することは憲法理論上当然のことであり、代替措置があるからこそ国家賠償請求権の制約の余地が出てくるのである。「権利あるところに救済手段あり」(A・V・ダイシ「憲法序説」)は法の支配の重要な内容であり、救済手段のない権利は権利の名に値しない。よって救済手段の設けられていない場合には基本的人権であるメモの自由及びその事後的救済手段である国家賠償請求権の制限は許されないものであり、この場合にまで裁判官の職務行為が違法となる場合を限定的に解することは裁判官による侵害行為の場合には法の支配を否定することであって、絶対に許されないとある。